

盛岡地方振興局長告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成21年7月3日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370103798	ウエルネス生活研究所	盛岡市本宮字宮沢55番地5	有限会社ウエルネス	平成21年7月1日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
0370103798	ウエルネス生活研究所	盛岡市本宮字宮沢55番地5	有限会社ウエルネス	平成21年7月1日